

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

和水町建設課上下水道係より大切なお知らせ

2019年（令和元年）10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新制に変わります。

2019年（令和元年）10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	申請受付期間	初回有効期間満了日
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年6月1日～令和2年7月31日	令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年6月1日～令和3年7月31日	令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年6月1日～令和4年7月31日	令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年6月1日～令和5年7月31日	令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年6月1日～令和6年7月31日	令和6年9月29日

申請受付期間が近づきましたら、更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛に別途通知いたします。
なお、郵送の不着や未更新の方への再通知はいたしませんのでご注意ください。

●指定の更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
 - ・機械器具調書
 - ・誓約書
 - ・【法人の場合】
定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ・【個人場合】
住民票の写し
 - ・選任する主任技術者の確認書類（写し）
（免状又は技術者証等）
 - ・機械器具類写真
 - ・給水装置工事主任技術者選任届出書
- ※様式についてはホームページに掲載しています。

●指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●指定の更新手数料

・10,000円

◇更新申請についてのお問い合わせは
建設課上下水道係 TEL:0968-86-5726